

介護保険法に規定する居宅サービス事業所等の管理者の兼務について

埼玉県福祉部高齢者福祉課

介護保険法に定める居宅サービス事業所等の指定に係る管理者の他職務との兼務については、以下のとおり取扱うこととします。

指定を受けようとする場合等において十分に御留意ください。

○ 兼務の基本的事項

ここにいう兼務とは、2つ以上の職務を行っている場合に、その勤務時間を分割することなく、勤務時間を通じて各々の職務を並行して行うことをいいます。

(例) 居宅介護支援事業所において管理者と介護支援専門員を兼務する場合

- ・常勤管理者として週40時間の勤務
- ・常勤介護支援専門員として週40時間の勤務

上記2つの勤務が同時に成立する場合の取扱いとします。

○ 兼務の基本的方針

(1) 同事業所内での兼務の例

居宅サービス事業所等の種別	兼務可能な職務の例
1 訪問介護（予防含む）	管理者とサービス提供責任者 （常勤の訪問介護員）
2 訪問看護（予防含む）	管理者と訪問看護員
3 通所介護（予防含む）	管理者と生活相談員
4 短期入所生活介護（予防含む） ※単独設置の場合	管理者と生活相談員
5 特定施設入居者生活介護 （予防を含む）	管理者と生活相談員
6 福祉用具貸与（予防含む）	管理者と専門相談員
7 特定福祉用具販売（予防含む）	管理者と専門相談員
8 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売	両事業所の管理者及び専門相談員
9 居宅介護支援事業所	管理者と介護支援専門員
10 介護老人保健施設	管理者と医師

11 介護療養型医療施設	管理者と医師
--------------	--------

※ 介護職員、看護職員や機能訓練指導員等の直接処遇職員との兼務について

指定基準や介護報酬に係る加算要件で、直接処遇職員がサービス提供時間中専従となっている場合や、基準の員数しか配置していない場合（勤務時間の規定がないものを除く）、当該直接処遇職員と管理者との兼務は管理上支障があると考えられるため認められません。

(2) 他事業所との兼務

管理者同士の兼務のみ認める

(両事業所が同一敷地内にあるなどの地理的要件を満たした場合のみ)

例 訪問介護事業所の管理者と通所介護事業所の管理者の兼務・・・認められる

訪問介護事業所の管理者と通所介護事業所の介護職員の兼務・・・認められない

※ (1) 及び (2) の両方を兼務することは認められません。

ただし福祉用具貸与（予防）及び特定福祉用具販売（予防）の管理者及び専門相談員の兼務については、その職務が類似している点が多いことから、例外的に認められています。

(例)

